



という。)による保護申請書を受理したこと。なお、申請書の申請者住所欄に「                    」、保護を申請する理由として「生活に困っています」と記載されていること。

- (2) 処分庁は平成22年3月30日に保護却下決定を行い請求人あて通知したこと。同通知書には却下の理由として「主は現在妻の母が賃借人(名義人である借主のこと)であった市営住宅に居住していると訴えている。

しかし本所の調査で、当該賃借人が平成20年5月27日に死亡したため市から返還を求められていたところ、主の妻は平成21年5月27日までに返還しその間の家賃も支払う旨の誓約書を平成20年7月2日に西宮市に提出していたが、その後も不法に占有したままの状態であること、さらに主・妻は当該市営住宅について、(賃貸借契約を結んでいる)契約当事者や同居承認を得た入居者では現になく、過去にこの住居の契約当事者などであったこともないことが判明している。

西宮市が明渡し等を求めて裁判に訴えており現在係争中であることから、主らが入居者と認められていないことも明白である。

これらの事実から、そもそも何の権原もなく不法に入居している状態であることは明らかである。

このような状況が続いている中で、主宅については将来にわたっても起居を継続することが社会通念上妥当・期待できる場所であるところの「居住地」とはいえない。したがって住まいを失った者(ホームレス)として扱うこととし、敷金等の支給を受けた上で他所での住居を確保するよう主に対してたびたび助言指導してきたところであるが、それを拒否している状態が続いている。

生活保護法第30条第1項にあるとおり、「居宅開始」の原則がある。また平成21年3月18日付社援保発第0318001号「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」にあるとおり、住居喪失者については、保護の開始決定は申請者の住居が確保されたとき以降に行うこととある。

これらの規定・趣旨に則り、本市は住居を確保するよう申請前および後も再三にわたり助言指導をしてきたものであるが、主らはそれを強硬に拒否していることから保護の開始決定ができないこと、および助言指導に従わないとき要件を欠くものとして申請却下することと定めた厚生労働省社会・援護局長通知第11-1-(2)により、保護の要件を欠くものと判断したため。」と記載されていること。

- (3) 請求人が現在居住している市営住宅については、請求人の妻の母が平成20年5月27日に死去するまで居住しており、請求人世帯は平成17年より当該住宅に居住していること。

また当該住宅における妻の母と請求人世帯の同居について、請求人の妻と子が、西宮市に対し同居申請を行ったが、西宮市は平成18年3月に同申請を不承認とし、現在は西宮市が請求人に明け渡しを求めて裁判を起し、係争中であること。

## 2 当庁の判断は、次のとおりです。

- (1) 法第30条第1項によれば、「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする。」とされています。ここにいう「居宅」とは、「生活保護法の解釈と運用」によれば、「被保護者が現在そこで日常生活を営んでいる住居の設備をいう。勿論、これは社会通念上、人の起居するものと認められるものでなければならない。」とされています。

また、生活保護手帳別冊問答集2009 74ページによれば、「生活保護でいう居住地とは、



生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっ  
ていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、  
居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。」とされています。



(2) これらを本件についてみると、処分庁は、本件処分の理由について、当該住宅について、  
請求人が当該住宅に「不法入居している状態であることは明らかである。」また、「将来  
にわたっても起居を継続することが社会通念上妥当・期待できる場所であるところの『居  
住地』とはいえない」と述べていますが、当該住宅については当庁の認定した事実(3)  
のとおりであり、判決が未だ確定していないことから、当該住宅が請求人の「居住地」と  
認められないとの判断及びホームレスとみなしての転居指導が適切であるとはいえません。

(3) また、処分庁は弁明書において、請求人世帯について「急迫状態にあるとは認められな  
い」と述べていますが、その判断に至った経緯が示されておらず、急迫状態にあるかどう  
かについて、十分な検討を行った事実は認められません。

以上のことから、本件却下処分は、処分庁の判断に重大な瑕疵があると認められますので、行  
政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定を適用して主文のように裁決します。

平成22年9月15日

兵庫県知事 井戸 敏三



